

## 第 23 回和歌山県広報コンクール 実施要領

### 1 趣旨

県内各市町村が令和 7 年中に発行・発表した各種広報媒体から優秀な作品を選定し、広報技術の向上に役立てる。

### 2 主催

和歌山県広報協会

### 3 作品の媒体・部門

#### (1) 広報紙

- ①市部
- ②町村部

#### (2) 広報写真

- ①一枚写真部
- ②組み写真部

#### (3) 映像

### 4 応募基準・要領

市町村が企画し、令和 7 年 1 月～12 月中に発行・発表・公開したものとする。

なお、各媒体・部門ごとの応募基準等は次のとおりとし、応募作品は、原則として返却しない。

※広報紙および写真については、配付日ではなく発行日を基準とする。例えば、令和 7 年 12 月 28 日に配布した令和 8 年 1 月号については、次回の対象となる。

#### (1) 広報紙

【対象】全戸配布を目的に定期的（原則年 4 回以上）に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌および有料販売のものを除く。

【応募点数】 1 点

【応募方法】応募作品 4 部、調査票（様式 1）3 部を提出する。

※調査票内の「主な記事の掲載意図」は、重要な審査資料となるため詳しく記入すること。

#### (2) 広報写真

【対象】広報紙に掲載している写真（広報紙自体）を対象とする。

一枚写真是、表紙の写真や記事中ページの中で、写真一枚で表現しているもの。

組み写真是、表紙、記事 1 ページまたは見開きページで、複数の写真で表現しているもの。

※団体の職員等が撮影したものとする。

※モノクロ・カラーの別、掲載箇所は問わない。

※表紙や記事中ページに 2 枚以上の写真で表現していても、そのうち 1 点を一枚写真として応募することは可。

※見開きページは、表紙と裏表紙にまたがっている場合も可。

【応募点数】一枚写真部・組み写真部 各 1 点

**【応募方法】**一枚写真は、応募作品（広報紙）3部、調査票（様式2）2部、参考資料として、写真の現物（L判サイズで可、該当箇所を明示）1点を提出する。

組み写真は、応募作品（広報紙）3部、調査票（様式2）2部、参考資料として、写真現物（L判サイズで可）1点を提出する。

### （3）映像

**【対象】**概ね30分以内の映像作品とする。放送日が違うシリーズ物については、そのうち1点とする。また、スポット作品（CM作品）は除く。

**【応募点数】**1点

**【応募方法】**DVDに収録した応募作品3枚、調査票（様式3）2部を提出する。

記録メディアはDVD-R、記録方式はDVDビデオ形式（家庭用DVDプレーヤーで再生できるもの）とし、必ずファイナライズ処理を行うものとする。

## 5 応募期限

令和7年11月28日（金）必着

ただし、12月号を応募するなど期限に間に合わないときは、事前にコンクール事務局（岩出市）まで連絡すること。

## 6 作品提出先

第23回和歌山県広報コンクール事務局

岩出市西野209 岩出市市長公室内

TEL 0736-61-6920（直通） FAX 0736-63-5229

## 7 審査等

### （1）審査日 令和8年1月上旬

（2）審査員 ①広報紙 2名／株式会社和歌山リビング新聞社 岩橋 瑞子 氏  
株式会社クリエイター 新家 伸和 氏  
②写 真 1名／照井 壮平 氏（写真家）  
③映 像 1名／岩見 恭作 氏（映像ディレクター）

### （3）審査のポイント

#### ①広報紙

次の審査基準5項目各10点の合計点（50点満点）により選定する。

- ・企画 （記事の切り口の発想性、訴求力など）
- ・文章 （表現力、読みやすさ、表記など）
- ・デザイン （基本フォーマット、レイアウトなど）
- ・写真 （記事の内容に合っているかなど）
- ・視認性 （見やすさ、わかりやすさなど）

※ただし、発行回数、経費、担当者数なども勘案する。

#### ②広報写真

次の審査基準5項目各10点の合計点（50点満点）により選定する。

- ・表現力 （記事の内容に沿っているか、紙面の中での写真表現の有効性）
- ・技術力 （視点、構図、バランス、ピント、色など）

- ・感動力（撮影対象のシャッターチャンス、タイミングをものにしているか）
- ・独創力（撮影場所、被写体など独自に工夫しているか）
- ・意匠力（デザイン、レイアウト、キャプションの使い方など）

### ③映像

次の審査基準5項目各10点の合計点（50点満点）により選定する。

- ・企画（テーマ、訴求力など）
- ・表現力（躍动感や臨場感、美しさ、ナレーションの工夫など）
- ・構成力（ストーリーを展開しているか）
- ・技術力（カメラワーク、音声収録、音響効果など）
- ・地域性（伝統、文化、風土、産業など地域らしさ）

※ただし、制作本数、委託・自主制作の別なども勘案する。

## （4）入賞作品・表彰

### ①広報紙

市部1位・2位、町村部1位から4位を選定し表彰する。

### ②広報写真

全体の中から一枚写真部1位から3位、組み写真部1位・2位を選定し表彰する。

### ③映像

全体の中から1位を選定し表彰する。

ただし、応募作品が1点のみの場合は評価のみを行い、表彰は行わない。

## （5）発表

県広報協会会員に通知するとともに、報道機関への資料提供を行う。

## （6）表彰式

令和8年2月13日（金）（予定）に表彰式を行う。

## 8 全国広報コンクールへの応募

### （1）エントリー料

全国広報コンクールへ応募する市町村は、（公社）日本広報協会に次のエントリー料を納めること。

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 日本広報協会会員団体 | 無料      |
| ② 非会員団体      | 25,300円 |

### （2）応募作品の選定

全国広報コンクールへの各媒体・部門への応募作品は次のとおりとする。

#### ① 広報紙・写真・映像

3に掲げる各媒体・部門の1位作品を応募する。ただし、応募しようとする作品を提出した市町村が8（1）の支払いを辞退した場合は、次点の作品を繰り上げて応募する。

また、同点作品が複数ある場合は、審査基準項目で高得点の項目数の多い方を応募するものとし、高得点の項目数が同じ場合は、低得点の項目数の少ない方を応募するものとする。

なお、この結果、まだ応募作品が決定しない場合は、事務局において、実行委員会委員長がくじにより決定する。

#### ② ウェブサイト・広報企画

市町村から自薦のあった作品全てを応募する。なお、市町村からの自薦は各部門1

点までとする。

※応募を希望する市町村は、事務局あてに事前連絡のうえ、次の資料を提出すること。

【ウェブサイト】調査票（様式4）

【広報企画】調査票（様式5）、企画書、広報成果物

※「全国広報コンクール」応募に関することは、次のホームページの「全国広報コンクール」を参照のこと。

(公社)日本広報協会ホームページ <http://www.koho.or.jp>